

こころの健康基本法の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし現在の我が国は、年間自殺者3万人にも上がり、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応じられるものではありません。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い生活を障がいする程度を表す総合指標（障がい調整生命年〈DALY〉：disability adjusted life years）を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます。（WHOの「命と生活障がいの総合指標」による）。

欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての政策が進められていますが、日本ではそうした重要度に相応しい政策がとられていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力のある社会を実現するには、こころの健康を国の重要政策と位置づけ、総合的で長期的な政策を実行することが必要です。

よって、六ヶ所村議会は、国会及び政府に対し、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年 9月10日

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
文部科学大臣	平野博文様

六ヶ所村議会 橋本猛一